

三重県技能評価認定要綱

(目的)

第1 この制度は、事業主又は事業主の団体（以下「事業主等」という。）が行う技能評価を県が認定することによって、実力評価の普及を促進するとともに、技能者の社会的、経済的地位の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「技能評価」とは、事業主等が、その従業員に対して適正な実力評価をするために、国家技能検定制度等を補完するものとして行う社内技能評価又は共同技能評価をいう。

(範囲)

第3 認定の範囲は、県内全産業のうち技能者及び技能的職種に従事している者を対象とした技能評価とする。

(認定の基準)

第4 認定を受けることのできる技能評価は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 技能評価を実施する事業主等の事業所又は団体の所在地が、三重県内にあること。
- (2) 技能評価が、職業に必要な技能及びこれに関する知識について行われるものであること。
- (3) 技能評価が、直接営利を目的とするものでないこと。
- (4) 技能評価が、定期的実施されること。
- (5) 技能評価の評価基準が、適切であること。
- (6) 技能評価の実施方法が、公正であること。
- (7) 技能評価の評価基準及び実施方法に、安全に関する事項が含まれること。

(認定の申請)

第5 認定を受けようとする事業主等は、次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 技能評価認定申請書（様式第1号）
- (2) 技能評価実施規程
- (3) 技能評価実施計画書（様式第2号）
- (4) その他必要な書類

2 前項(2)の技能評価実施規程は、次の各号に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) 技能評価の名称、実施職種及び等級の区分並びに技能評価を受けることができる要件に関する事項
- (2) 技能評価の実施方法及び評価基準に関する事項
- (3) 技能評価の実施の回数、時期及び場所に関する事項
- (4) 技能評価の実施のための組織及び技能評価に当たる者の選任に関する事項
- (5) 技能評価の問題の作成及び合否の判定に関する事項
- (6) 技能評価に合格した者に対する証明に関する事項
- (7) 技能評価の手数料その他技能評価を受けようとする者から徴収する費用に関する

事項

- (8) 個人情報保護に関する事項
- (9) その他技能評価に関し必要な事項

(認定)

- 第6 知事は、第5第1項の申請を受理したときは、三重県技能者表彰等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いて、認定の可否を決定するものとする。
- 2 知事は、認定の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 3 審査委員会の組織及び運営については、別に定める。

(認定の表示)

- 第7 認定を受けた技能評価（以下「認定技能評価」という。）を実施する事業主等（以下「認定技能評価実施者」という。）は、認定技能評価について、「三重県認定技能評価」の表示をすることができる。

(変更の承認等)

- 第8 認定技能評価実施者は、技能評価実施規程の内容を変更しようとするときは、あらかじめ認定技能評価変更承認申請書（様式第3号）に変更後の技能評価実施規程を添えて、知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認をしようとするときは、必要に応じ審査委員会の意見を聴くものとする。
 - 3 認定技能評価実施者は、その名称、所在地又は主な事業の内容を変更したときは、速やかに認定技能評価実施者変更届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実施計画書の提出)

- 第9 認定技能評価実施者は、毎事業年度、認定技能評価実施の1ヵ月前までに、認定技能評価実施計画書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(実施報告書の提出)

- 第10 認定技能評価実施者は、認定技能評価を実施したときは、認定技能評価実施報告書・認定技能評価証明申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 合格者名簿（様式第6号）
 - (2) 技能評価合格証書
- 2 前項第2号の技能評価合格証書は、次の各号に掲げる事項を記載したものとする。
- (1) 交付番号
 - (2) 合格者の氏名及び生年月日
 - (3) 合格した職種及び等級の区分
 - (4) 交付年月日
 - (5) 技能評価に合格した旨の表記
 - (6) 認定技能評価実施者の代表者職・氏名及びその職印

(資料の提出)

第 11 認定技能評価実施者は、認定技能評価の実施に関し、知事から必要な資料の提出を求められたときは、当該資料を速やかに提出しなければならない。

(認定技能評価の廃止)

第 12 認定技能評価実施者は、認定技能評価を廃止したときは、速やかに認定技能評価廃止届（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第 13 知事は、認定技能評価実施者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 認定技能評価が第 4 各号に掲げる認定の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第 8 第 1 項の規定による知事の承認を受けなかったとき。
- (3) 第 8 第 3 項及び第 9 から第 12 までの規定による書類の提出を怠ったとき。
- (4) 認定技能評価を的確に実施することができなくなったとき。

2 知事は、前項の取消しをしようとするときは、必要に応じ審査委員会の意見を聴くものとする。

(認定証明)

第 14 認定技能評価実施者は、認定技能評価実施報告書・認定技能評価証明申請書(様式第 5 号)により、知事に対し、第 10 第 1 項第 2 号の技能評価合格証書に、当該技能評価が認定技能評価である旨の知事の証明を付すことを求めることができる。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 25 日から施行する。